

# ぐんま くらしの ニュース

2024  
No.375

令和6年7月1日

今回は、「消費生活センターの紹介」と「サポート詐欺にご注意ください」について掲載します。  
裏面では、「個人の借金に関する無料相談会」についてご案内します。

## 消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターは、消費者から受けた**消費生活に関する相談**を公正な立場で処理にあたる機関です。**専門の消費生活相談員**が相談に応じるほか、消費者向けの出前講座なども行っています。群馬県消費生活センターをはじめ県内に20カ所あります。

### ○● こんな相談を受けています ●○

- ・ 契約や取引についての事業者とのトラブル
- ・ 怪我をしたなどの製品トラブル
- ・ 個人の借金問題

### ○● 相談の流れ ●○

**お電話**でご相談ください。（連絡先は裏面を参照）  
※事前に契約の経緯や関係書類を整理しておく  
とスムーズにすすみます。

### 相談料は？

かかりません（別途、通話料はかかります）

### 安心して相談できますか？

秘密厳守です。個人情報や、  
相談業務以外の目的には利  
用しません。



相談員から**相談に必要な情報**【お住まいの市町村、お名前（匿名可）、性別、年齢（年代）、連絡先、契約内容等】をうかがいます。

自主交渉の方法や解決策などについて**助言**をします。ケースによっては**あっせん**（交渉の手伝い）や、より専門的な機関を紹介することもあります。

## サポート詐欺にご注意ください

サポート詐欺とは、インターネット利用中にウイルスに感染したと誤認させ、**偽のサポートに誘導**し料金を請求する手口です。高齢者の方からの相談件数が**大幅に増加**していますのでご注意ください。

### 【相談事例】

ウェブサイト閲覧中に、「ウイルスに感染しています」と**警告画面**が表示され**警告音**が鳴った。表示されたサポートセンターに連絡したところ、有償で除去すると言われたため、クレジットカードで支払った。

### 【注意するポイント】

パソコン利用中に警告画面や警告音が出ても、**画面に表示されている電話番号には連絡をしない**でください。慌てたりせず、まずはパソコンの状態を確認しましょう。自分で判断できない場合は**周りの人に相談しましょう**。



# 個人の借金に関する無料相談会を開催します

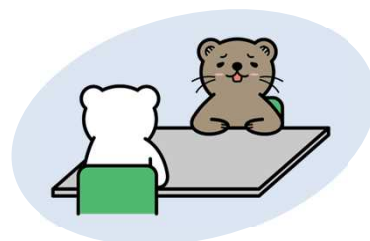
借金でお困りの方のための無料相談会を開催します。ひとりで悩まずに、まずはお相談ください。  
「弁護士または司法書士による**債務整理相談**」、「**今後の生活のためのアドバイス**」、「保健師などによる**こころの悩みに関する相談**」の3つの相談で、借金問題解決のお手伝いをします。

## 会場・日程（令和6年度）

※今後、日程が変更又は中止となる場合があります。

| 開催地  | 開催日       | 受付時間                  | 会 場                                      | 申込み・問い合わせ先                     |
|------|-----------|-----------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| 県庁   | 7月28日(日)  | 13:00～14:30           | 群馬県庁 昭和庁舎 35会議室<br>(前橋市大手町1-1-1)         | 群馬県消費生活センター<br>☎ 027-223-3001  |
| 藤岡市  | 8月7日(水)   | 17:30～18:30<br>(夜間開催) | 藤岡市役所 第一会議室<br>(藤岡市中栗須327)               | 藤岡市消費生活センター<br>☎ 0274-20-1133  |
| 沼田市  | 8月24日(土)  | 13:00～14:30           | 沼田市消費生活センター<br>(沼田市下之町888 テラス3階)         | 沼田市消費生活センター<br>☎ 0278-20-1500  |
| 高崎市  | 9月7日(土)   | 13:00～14:30           | 高崎市役所 消費生活センター及び<br>9階会議室 (高崎市高松町35-1)   | 高崎市消費生活センター<br>☎ 027-321-2172  |
| 桐生市  | 9月27日(金)  | 17:30～18:30<br>(夜間開催) | 桐生市保健福祉会館 4階<br>(桐生市末広町13-4)             | 桐生市消費生活センター<br>☎ 0277-40-1112  |
| 伊勢崎市 | 10月9日(水)  | 17:30～18:30<br>(夜間開催) | 伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室<br>(伊勢崎市今泉町2-410)      | 伊勢崎市消費生活センター<br>☎ 0270-20-7300 |
| 吾妻郡  | 10月26日(土) | 13:00～14:30           | 吾妻郡消費生活センター<br>(吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10)     | 吾妻郡消費生活センター<br>☎ 0279-75-1166  |
| 太田市  | 11月2日(土)  | 13:00～14:30           | 太田市綿打行政センター 大ホール<br>(太田市新田大根町953-1)      | 太田市消費生活センター<br>☎ 0276-30-2220  |
| 前橋市  | 11月22日(金) | 17:30～18:30<br>(夜間開催) | 前橋市消費生活センター<br>(前橋市大手町2-12-1前橋市議会庁舎 1 階) | 前橋市消費生活センター<br>☎ 027-898-1755  |
| 館林市  | 12月7日(土)  | 13:00～14:30           | 館林市郷谷公民館<br>(館林市当郷町218)                  | 館林市消費生活センター<br>☎ 0276-72-9002  |

- ・ 事前予約制です。原則、開催日の一週間前までにお申込みください。  
上記期日以降のお申込みについても、お気軽にご相談ください。  
**予約者がいない場合、その相談会は中止となります。**
- ・ お住まいの地域に関わらず、ご希望の地域でご相談できます。
- ・ 相談は各個別ブースで実施します。状況により順番が前後します。
- ・ 相談時間は1～2時間です。時間に余裕をもってお越しください。



## メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメルマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、[shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp](mailto:shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp) 宛てに空メールを送信してください。  
※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。  
[shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jp](mailto:shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jp)からのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (昭和庁舎1階北側)

平 日 9:00～16:30 (電話・来所相談に対応) ※来所相談は予約制

土 曜 9:00～12:00/13:00～16:30 (電話相談のみ)